

令和5年度 特別支援教育就学奨励費について

教育委員会では、特別支援学級に入級されている児童生徒や、通級児童を対象に、保護者の経済的負担を軽減し、教育の普及奨励を図ることを目的として、所得に応じて「特別支援教育就学奨励費」を支給しています。支給対象等については下記のとおりとなります。



特別支援学級の児童生徒の方

通常学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する方も対象。

経費	対象者	支給 対象額	支給できる金額の上限		対象となるもの	提出が必要なもの
			小学生	中学生		
①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新入学生のみ	実費の1/2	25,555円	30,490円	新入学にあたっての学用品・通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子など）	【個人で購入したもの】 ①申立書 ②レシート、領収書など （提出がないと支払いできません）
②学用品・通学用品購入費	全員	実費の1/2	5,820円	11,370円	通常必要とする学用品・通学用品（ノート、筆記用具、辞典類、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、体操着、帽子など）	
③学校給食費	全員	実費の1/2	18,500円	23,125円	年間給食費 小学校200円×185回=37,000円 中学校250円×185回=46,250円	特になし
④修学旅行費	小学6年生 中学3年生	実費の1/2	10,790円	28,860円	交通費、宿泊費及び見学料	特になし
⑤校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	該当者	実費の1/2	800円	1,155円	学校外で行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）に必要な交通費及び見学料	特になし
⑥校外活動費 （宿泊を伴うもの）	該当者	実費の1/2	1,845円	3,105円	学校外で行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）に必要な交通費及び見学料	特になし

支給対象外について・・・

特別支援教育就学奨励費とは別に、経済的に困りの家庭へ学校給食費や学用品費などを助成する「**要保護・準要保護児童生徒就学援助費**」制度があります。就学援助費は特別支援教育就学奨励費より支給が手厚く、そちらを優先して利用していただくため、受給世帯は特別支援教育就学奨励費の**対象外**となります。



在籍校以外の通級指導教室に通われている児童の方

経費	対象者	支給対象額	支給上限	対象となるもの	提出が必要なもの
①通学費	認定区分ⅠとⅡの方 (収入額が必要額の2.5倍未満)	実費	なし	①保護者送迎の場合 16円/km×通学距離の額 ②公共交通機関を利用した場合は実費額 ※保護者が通級する学校へ通勤途中等に送迎する場合は支給対象外です	①通級終了後に学校が保護者の確認印が押された「通級児童出席確認表」を教育委員会に提出 ②領収書や報告書
	認定区分Ⅲの方 (収入額が必要額の2.5倍以上)	実費の1/2			

申請方法

特別支援学級と在籍校以外の通級指導教室に通学している児童生徒について、6月頃に学校を通じて申請案内をお送りします。

提出書類に記入の上、学校に提出をしてください。

※要保護・準要保護児童生徒就学援助費を受けられている方については、そちらの利用を優先するため申請案内は送付いたしません。

認定区分

世帯の所得額と国が定めている生活補助基準需要額の割合を比較して認定区分を決定します。認定区分により認定の可否が決まります。

認定区分	算定基準	特別支援学級入級児童	通級児童
Ⅰ	収入額が必要額の1.5倍未満	認定	実費全額認定
Ⅱ	収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満		
Ⅲ	収入額が必要額の2.5倍以上	不認定	実費1/2認定

認定・支給

申請を受付後、教育委員会で認定基準に則って世帯所得額と需要額を計算し、所得要件に該当すれば認定が決定します。

認定結果は7月頃に保護者宛てに通知をします。経費の支給は12月と3月に区切って保護者口座に振込を行います。